

平成28年地方分権改革に関する提案募集に対する意見

平成28年8月30日(火)
全国町村会

分野	提案事項	求める措置の 具体的内容	提案団体	具体的な支障事例	根拠法令等	省庁からの一次回答	全国町村会 意見
医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護施設及び食生活支援センターの共用に関する事項の規制緩和	指定小規模多機能型居宅介護施設及び食生活を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合センターとして共用することとを認める。(過疎地域指定や、人口1000人未満の自治体などの条件付)	島牧村	島牧村の高齢化率は2015年1月1日現在で41.5%（道内12位）となっており、2025年には49%（社人研推計）を越え、その後も増加していく見込みであり、高齢化社会に向けた対応は当村の重要課題となっている。自立しているが高齢者になった生活が困難になった高齢者は、隣町である寿都町や黒松内町の老人ホームに入所しているが、できるだけ長く住み慣れた土地で暮らせるよう、老人ホーム入所の前段階で利用する介護サービスや、介護予防サービスの充実が求められている。村として、これらの要望に応えるために、小規模多機能施設を核にした複合施設の建設を平成30年度に計画しており、施設開設後は現在村で実施しているデイサービス利用者の移行を予定しているが、移行検討しているのは「要介護」の利用者として、実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービスの利用となり、今ままで築いてきた利用者間の交流がとれなくなり、今更に「要介護」の利用者や地域の住民との交流事業を今更にやり続けられようとしたらと考えると、小規模多機能施設内で「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施できるサービス及び及び指指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老保健課長連名通知）（抄）において、指定小規模多機能型居宅介護施設及び食生活を指定通所介護等の機能訓練、食堂及び介護保険法115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用が認められていない。これらの支障が解消されれば、当村のような小規模自治体において介護サービスを集約していくことと、経費削減や予算の効率的執行が可能になるほか、村・サービス提供者・事業者・杜協などの事業連携や交流を推進していくことで、利用者の満足度の向上も期待できる。	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について第三地域密着型サービス小規模多機能型介護施設に関する基準（2）設備及び備品等（基準第67号）④	厚生労働省 指定地域密着型サービス（平成18年厚生労働省令第4号。以下「基準省令」という。）第67条第3項は、居間、食堂等の設備について、専ら指ればならない旨を規定しているが、ただし書において、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではないとしている。御指摘の通知は、上記の規定の趣旨を踏まえ、指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースと共用することはできない旨を示しているが、例えば事業所が小規模である場合などで、指定小規模多機能型居間及び食堂と併せて機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している場合にも、共有することを認めないとする趣旨ではないため、通知について必要な見直しを検討する。	提案団体の支障事例が解消されるよう、適切な対応を求め（第1次回答において、当該通知の見直しを検討する旨があるが、見直しにあたっては自治体の意見を踏まえた内容とする）とともに、関係団体への周知を求め（。）

分野	提案事項	求める措置の 具体的内容	提案団体	具体的な事例	根拠法令等	内閣府	省庁からの一次回答	全国町村会 意見
その他	地方創生推進交付事業などの地域再生法に關連する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能となる	＜地域再生計画＞ ○認定計画の変更を随時認める等、計画的な機動的な行動の取組を促進する ○社会資本整備総合交付金と同様に、全体事業費に變更のあった場合のみ計画變更を求め、又は計画終了までを通算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での變更を求めないこととする ○計画變更を求めないことと計画變更を求めないこととを併せて実施することとする	秋田県、岩手県、青森県、北海道、北海道人形市、山形県、鶴岡市、福島県、郡山市、南会津町、茨城県、袖ヶ浦市、神奈川県、川崎市、相模原市、上越市、三條市、岐阜県、愛知県、名古屋市中区、津市、津賀路市、加古川市、岡山市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、福岡県、長崎県、大村市、五島市、雲仙市、熊本県、大分県、延岡市、鹿児島県	【制度の新設】 地方創生推進交付金を利用した事業の執行に「地域再生計画の認定」は、「同交付金の交付決定」は、地方創生推進交付金（非公募）に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されており、繰越処理も原則として認められない。 【支障事例】 計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない（個別相談を要する）など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。 具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されているが、次年度事業分について變更認定を要する複数年計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様に年度途中でなくなり、事業を計画的に実施できない。 また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い、次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画變更を求めた場合など、そのたびに計画變更の認定を求めなければならない。	地域再生法第5条乃至第7条、第9条、第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条 地域再生計画認定申請マニュアル 地方創生推進交付金に関するQ&A	＜地域再生計画＞ ○地域再生計画の変更認定は、変更認定を随時認める等、計画的な機動的な行動の取組を促進する ○社会資本整備総合交付金と同様に、全体事業費に變更のあった場合のみ計画變更を求め、又は計画終了までを通算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での變更を求めないこととする ○計画變更を求めないことと計画變更を求めないこととを併せて実施することとする	○事業認定は、変更認定を随時認める等、計画的な機動的な行動の取組を促進する ○社会資本整備総合交付金と同様に、全体事業費に變更のあった場合のみ計画變更を求め、又は計画終了までを通算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での變更を求めないこととする ○計画變更を求めないことと計画變更を求めないこととを併せて実施することとする	提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただくきたい。

平成26年フォローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省	提案団体	「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」
町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	国土交通省	全国町村会 酒々井町	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。